

七尾市農業委員会だより

2021
春

令和3年5月1日発行／発行 七尾市農業委員会／編集 農業委員会だより編集委員会
TEL 0767 (53) 8440／FAX 0767 (52) 7765／E-mail:nougyouinkai@city.nanao.lg.jp

No.62



中島町豊田地区 写真：中野久明

「農地等利用の最適化の推進に 関する指針」を見直しました

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」とは、平成28年4月に農業委員会法の改正により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化（担い手への農地集積、遊休農地対策、就農の促進）の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられ、農業委員会活動の具体的な取り組みを定めたものです。

今回の見直しでは、これまでの実績と今後実施される圃場整備の計画をもとに、数値目標を達成可能なものに修正するとともに、新たな取り組みを検討しました。

農業従事者の高齢化や担い手が不足している現状を踏まえると、耕作放棄地がますます増えていくことが予想されます。「守るべき農地」と「それ以外の農地」を区別し、「守るべき農地」を次世代にしっかりと引き継いでいく必要があります。

「守るべき農地」については、圃場整備の推進や「人・農地プラン」の実質化とプラン実行の取り組みを行います。

一方、再生困難な農地については、所有者の将来的な利用意向を確認し、農業委員や農地利用最適化推進委員と協議の上「非農地判断」を行い、農地から外す取り組みを行っていきます。

令和8年までに、全農地の67%が「担い手」によって利用されることを目指し、さらには、国の目標である80%に少しでも近づけるよう取り組みを進めていきます。

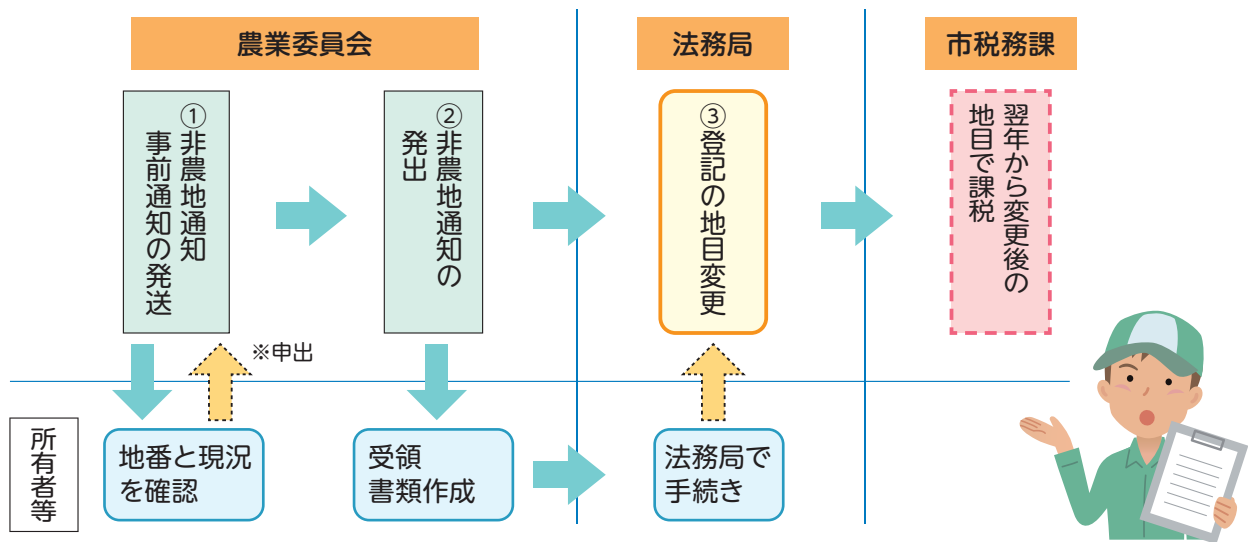
「非農地通知」を发出します

毎年、農業委員会では農地の「利用状況調査」を実施しています。これまでの調査で、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地の所有者等に、「非農地通知の事前通知」を送付します。通知を受け取った方は地番と現況を確認し、耕作予定がある場合は申し出てください。異議等が無い場合は「非農地通知」を发出します。

「非農地通知」を受け取りましたら、法務局で登記地目の変更をお願いします。手続きは無料で、共有者が複数でも代表者の方のみで手続きが可能です。

なお、平野部の農用地区域内農地（農業振興地域の青地）については「守るべき農地」であるため、荒廃していても対象外となります。また、違反転用行為によるものは対象外となっています。

非農地となった土地について法務局での地目変更登記にご協力ください。



※異議等が無い場合は非農地として了承を得たものとし、非農地通知を发出します。

人・農地プランの実質化の取組み進捗状況について

令和3年度に、人・農地プランの実質化の取組みを継続して実施する集落は 34 集落を予定しています。また七尾市のホームページでは、人・農地プランの実質化に係る各集落のスケジュールや、実質化の取組みを完了した集落のプランが公表されています。（※集落内の状況や新型コロナウイルスの感染状況等によっては、今後のスケジュールに変更が生じる場合もございます。）

人・農地プラン 進捗状況

既に実質化しているとみなす集落	44 集落
取り組みを完了した集落	45 集落
取り組みを継続中の集落	34 集落
今後取り組みを検討する集落	23 集落
計	146 集落



ご協力をお願いします！

今後、人・農地プランの話合いの活動に市や農業委員会が加わることもあります。皆様の積極的な参加・意見をよろしくお願います。



詳しくはHPでお確かめください
七尾市の人・農地プラン紹介ページ「人・農地プラン」
<https://www.city.nanao.lg.jp/hitonouchiplan.html>
 担当課：七尾市 産業部 農林水産課
 TEL：53-8422 FAX：52-7765

人・農地プランの実質化の取組みについて

七尾市では令和元年度より「人・農地プラン」へ農業者の現場の声を反映するため、新たな取組みを始めました。

「人・農地プラン」とは？

「人・農地プラン」とは、地域の農業の未来を描く設計図のことです。今後の農業における中心的な役割を担う農業者などの情報が記載されています。

各集落にそれぞれの人・農地プランを作成し、将来のために話合う大事な活動に繋がります。

「新たな取組み」とは？

アンケートや地域の話合いの実施によって、より農業者の声を反映させた人・農地プランの作成を目指す取組みを始めました。この取組みを「人・農地プランの実質化」と呼んでいます。

「千年万年続く農業を！」

農事組合法人鵜浦宮農組合（鵜浦町）

これまでの農業は、個別経営、自己完結経営中心型であり、地区として農業機械の投資には消極的で、効率的な水田農業が展開されていませんでした。

そのような状況の中、七尾市、中能登農林総合事務所、JA能登わかば等のバックアップのもと、地

区の農業者が中心となって農業法人を設立することができました。法人として農地を借り受け、農業経営を行うことを基本とし、農業の共同化や受託事業も行います。また、圃場整備をすることで事業が大規模になると、これまで家族の一員としての関わりしかなかった子や孫が、より積極的に協力をしてくれることを期待できます。

振り返ると、法人設立総会に至るまで、平坦な道ではありませんでした。組合員の皆さんに趣旨を理解してもらったのに、説明会等を何度も重ねてようやく実現しました。

さて、「鵜浦宮農組合」は、組合員の共同の利益を増進するため、関係機関の助言・指導を受け、各種事業を行ってまいります。

設立初年度の令和3年度は、19haの水稲作付です。4月2日に、新設ポンプの試運転を、4月14日には、新規導入した55馬力のトラクターのお清め式と試運転を行いました。また、GPS付きの乗用田植機も新たに導入し、田植えに向けて着々と準備が整いました。

農事組合法人 鵜浦宮農組合の松本米治さん、岩木稔さんに農業委員会事務局にてお話を伺いました。

これまで数年間にわたり検討を重ねてきましたが、令和3年2月16日に法人を設立することができました。鵜浦地区は、市の北部に位置し、丘陵地帯に囲まれた中山間地で、水田は平場に比べ小さく、傾斜もあり圃場条件には恵まれていないとは言えません。加えて、農業従事者の高齢化、兼業化が進み、このままでは地区の水田農業の維持・発展に支障をきたすおそれがありました。



自称「優秀なオペレーター」の皆さん！



ポンプ小屋

イノシシ有害捕獲数調べ

(七尾市管内)

令和2年4月～令和3年3月末

月	成獣	幼獣	計	月	成獣	幼獣	計
4	44	1	45	10	180	29	209
5	32	10	42	11	77	8	85
6	51	32	83	12	41	5	46
7	39	66	105	1	19	3	22
8	51	75	126	2	31	6	37
9	78	65	143	3	24	0	24
			計	667	300	967	

成獣：80 cm以上
幼獣：80 cm未満

令和2年度は成獣667頭、幼獣300頭、計967頭でした。前年度と比べ13.2%減の捕獲数となっています。

猟銃免許を取得して有害捕獲隊員になりませんか。



【お問合せ】農林水産課鳥獣被害対策室 ☎53-8422

有害鳥獣処理施設が稼働しました

有害鳥獣処理施設の設置により、イノシシ被害及び捕獲頭数の急増に伴う処理を効率的に行い、埋設に関わる労力の削減を図ります。

- 【名称】七尾市能登島有害鳥獣処理施設
- 【場所】七尾市能登島向田町日明谷8番地4
- 【稼働日】週3日（月、水、金）とし、捕獲数に合わせて操業日を変更
- 【休業日】土日、祝日、年末年始など
- 【時間】開所時間 8時30分～17時15分
- 【搬入者】市捕獲隊員に協力する町会長及び生産組合長
- 【対象獣】市内で有害捕獲されたイノシシ等に限定（豚熱を発症したイノシシは焼却しない）
- 【搬入方法】市が配布するビニール袋に梱包
- 【使用料】無料
- 【報奨金】報奨金は3,000円（1日1回のみのお搬入）



水稻作一般の農作業受託料金

単位：円/10a当たり

作業別	個人農家			生産組織等		
	県	加賀	能登	県	加賀	能登
育苗(稚苗)	8,900	7,600	10,100	7,800	7,200	8,500
耕起から代かきまで	15,900	15,600	16,100	16,000	15,000	17,000
耕起	7,600	7,600	7,500	7,400	7,000	7,700
代かき	8,100	8,000	8,200	8,700	8,100	9,200
機械田植え(苗代別)	8,000	8,600	7,200	8,200	8,900	7,400
機械刈取(コンバイン)	20,100	20,700	19,500	20,400	20,700	20,000
刈取から乾燥・調整まで	34,300	33,700	35,200	34,000	33,300	34,900

※令和3年3月石川県農業会議所資料抜粋

七尾市賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された賃借料水準(10a当たり)は記のとおりとなっております。

田(水稻)の部

単位：円(筆)

地域名	平均値	最高額	最低額	データ数
旧七尾市	5,400	12,000	2,000	137
旧田鶴浜町	6,000	7,000	5,000	27
旧中島町	6,500	12,000	3,000	42
旧能登島町	—	—	—	—

畑の部

単位：円(筆)

地域名	平均値	最高額	最低額	データ数
旧七尾市	—	—	—	—
旧田鶴浜町	—	—	—	—
旧中島町	—	—	—	—
旧能登島町	6,400	8,000	4,000	24

- ※1 農振農用地(青地)及び農振農用地外(白地)を合わせたデータです。
- ※2 物納支給(水稻)としている場合は、玄米30kg当たり6,000円に換算しています。
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 賃借料金の発生していないものについては含まれておりません。

全国農業新聞

を購読しましょう!

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

編集後記

新型コロナ禍で各種行事の中止が相次ぐ中、記事の収集や編集に戸惑いながらも発行にこぎつけることができました。

コミュニケーションの取りづらい時期ですが安心して営農活動ができるよう各種情報を記載しますので今後ともよろしくお願いいたします。

編集委員長 長田・編集委員一同

お問い合わせ、お申込みは農業委員会へ
☎ 53-8440 FAX 52-7765

農業委員会申請事務処理件数

令和2年1月～令和2年12月末

区分	件数	面積(m ²)
農地法3条(所有権及び利用権)	44	83,057.13
農業経営基盤強化法(利用権)	139	469,236.00
農地法第4条(農地転用)	5	2,921.00
農地法第5条(権利移動を伴う農地転用)	29	36,238.67

国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

農業者年金 〔愛称〕

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます!

- ◆加入資格
60歳未満
国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業従事

税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。
お気軽にご相談ください。